

行方市教育委員会規則第2号

行方市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年2月25日

行方市教育委員会教育長 柏葉伸一郎

行方市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

行方市学校給食費徴収規則(平成17年行方市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「280円」を「340円」に改め、同項ただし書中「4,800円」を「6,000円」に改める。

別表中「3,800円」を「5,000円」に、「220円」を「290円」に、「4,000円」を「5,200円」に、「230円」を「300円」に、「4,300円」を「5,500円」に、「250円」を「320円」に、「4,800円」を「6,000円」に、「280円」を「340円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(給食費の負担の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、令和8年4月1日以降に児童又は生徒に提供された給食に係る給食費については、当分の間、これを無償とする。

(給食費の額に関する特例措置)

3 別表に規定する給食費の額については、当分の間、「月額5,000円」とあるのは「月額3,800円」とし、「月額6,000円」とあるのは「月額4,800円」とする。また、「基準額290円」とあるのは「基準額220円」とし、「基準額340円」とあるのは「基準額280円」とする。